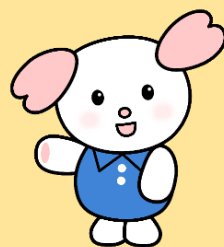


板橋青色申告会からのお知らせ

# 收受日付印について



板橋青色申告会では、令和7年1月以降も申告書等の控えへの收受日付印の押なつを続けますが、あくまでも受付年月日を記録・管理するものとしてお使いください。

**証明書としては利用できません。**

※対象となる「申告書等」とは、申告書のほか、申請書・請求書・届出書等を含む、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)される全ての文書です。

※金融機関(銀行・信用金庫・信用組合)のほか、補助金や助成金、学校などを担当する都道府県・市区町村を含む行政機関、健康保険組合・健康保険協会での利用はできません。

◎証明書が必要な方は、所轄の税務署にて該当する**納税証明書**をお取りください。(有料)



公益社団法人

**板橋青色申告会**

〒173-0001 東京都板橋区本町 38-5 TEL03-3963-5345

<https://www.i-aoiro.com/>